積極的に期日前投票を利用しましょう

投票日に投票に行けない人は、期日前投票ができます。投票所入場券を持って下表のいずれかの投票所で投票してください。投票所入場券裏面に印刷されている宣誓書にあらかじめ記入してから来場すると、スムーズに投票ができます。会場により投票時間が異なりますので、注意してください。

期間・会場・時間

４月20日（月）から25日（土）まで	
市役所東館１階市民ホール・赤堀支所２階大会議室・あずま支所１階市民ホール・境支所会議用庁舎１階大会議室・豊受公民館	午前８時30分～午後８時
伊勢崎駅前インフォメーションセンター	午前９時～午後８時
いせさきガーデンズ行政センター・スマーク伊勢崎２階パークストリート中央	午前10時～午後８時

期日前投票の流れ

①**投票所入場券裏面の期日前投票宣誓書**に氏名などの必要事項を記入する

期日前投票宣誓書の記入例

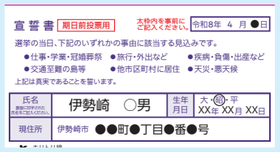

◀記入例を参考に記入してください

②**投票所入場券**を受付の係員に提出する
※投票所入場券を忘れてしまっても運転免許証などで本人確認ができれば投票できます

③**投票用紙**を受け取り、投票する

不在者投票ができます

【滞在地で投票】

長期出張などで市外に滞在している人は、滞在地の選挙管理委員会で不在者投票ができます。投票用紙などを本市選挙管理委員会に請求してください。投票用紙などの請求は告示前から受け付けています。投票用紙が手元に届いたら、速やかに滞在地の選挙管理委員会で不在者投票をしてください。投票用紙などの請求方法などは市HPを確認してください。

【病院や施設で投票】

都道府県に指定された病院や施設に入院（入所）している人は、その施設内で投票することができます。施設の職員などに申し出てください。

【一定の障害がある人の郵便による投票】

身体障害者手帳などを持っている人で、障害の程度が所定の基準に該当する人は、郵便による不在者投票ができます。投票には郵便等投票証明書が必要です。市選挙管理委員会に身体障害者手帳などの証明書類を添えて、事前に申請してください。投票用紙の請求は告示前から受け付けています。所定の請求書に郵便等投票証明書を添えて、４月22日（水）までに市選挙管理委員会に請求してください。投票用紙が届いたら、早めに記載し、市選挙管理委員会宛てに郵送してください。

親子連れで投票ができます

投票所へは18歳未満の子どもと一緒に入場できます。期日前投票所に親子で来場した子どもに、くわまるグッズなどを記念品として１つ配布しています。ぜひ、将来の有権者である子どもと一緒に、投票に来てください。

※記念品はなくなり次第終了です

点字投票・代理投票

体が不自由な人でも安心して投票できるよう、投票所の係員がサポートします。

※期日前投票所でも点字投票・代理投票ができますので、期日前投票所の係員に申し出てください

【点字投票】

各投票所に点字器を用意しています。目が不自由で点字の読み書きができる人は、投票所の係員に申し出てください。

【代理投票】

体が不自由などの理由で、投票用紙に記載することができない人は、投票所の係員が代筆しますので、申し出てください。

選挙公報

各候補者の氏名や経歴、重要視している課題や目標をまとめた政見などを掲載した選挙公報を、新聞折り込みで配布します。朝日・毎日・読売・東京・産経・上毛の各新聞の４月22日（水）朝刊に折り込む予定です。次の施設にも選挙公報を設置するほか、市HPにも掲載します。

設置場所　市役所、各支所、各公民館、郵便局、各新聞販売所などに選挙公報を設置するほか、視覚障害がある人のために選挙公報の音訳テープなどを配布します。希望する人は市選挙管理委員会に連絡してください

投票状況・開票結果の速報

開票は、投票日当日の午後８時から絣の郷（スポーツ交流館）で行います。市HPで投票状況と開票結果をお知らせします。

投票速報　午前10時、午前11時、午後２時、午後４時、午後６時、確定

開票速報　午後９時以降の開票状況を30分ごとに確定まで

時…日時 場…場所 対…対象 定…定員 内…内容 ¥…費用 持…持ち物 申…申し込み 問…問い合わせ HP…ホームページ

令和８年４月19日（日）告示

伊勢崎市議会議員選挙

投票日は

４月26日（日）

投票時間　午前７時～午後７時

問　伊勢崎市選挙管理委員会
（☎24－5111・内線5510）

▲市HP

投票できる人

平成20年４月27日以前に生まれた日本国民で、令和８年１月18日以前から本市の住民基本台帳に引き続き登録され、選挙人名簿に登録されている人。

投票は18歳から

満18歳以上から投票ができます。皆さんの声を市政に届けるために、投票に行きましょう。

投票所入場券

投票所入場券を世帯ごとに、はがきで郵送します。はがき１枚につき４人までの投票所入場券が付いています。有権者が５人以上いる世帯には、複数枚のはがきが届きます。はがきが届いたら必ず開いて内容を確認しましょう。投票所へ行く際は、はがきの中を開いて、投票所入場券をあらかじめ個人ごとに切り離して、必ず本人が持ってきてください。

投票所入場券が届かないときや紛失してしまったとき

運転免許証など本人確認ができる物を用意して、投票所の係員に申し出てください。選挙人名簿に登録されていることが確認できれば、投票できます。家族などが代理人として投票することはできません。投票所入場券は必ず本人が持ってきてください。

最近住所が変わった人

【市内で転居した人】

３月26日（木）までに市内で転居した人は新しい住所地（転居先）の投票所で投票してください。３月27日（金）以降に市内で転居した人は前の住所地（転居前）の投票所で投票してください。

【市外へ転出した人】

投票日（期日前投票も含む）までに市外へ転出した人は投票できません。

投票所入場券の例

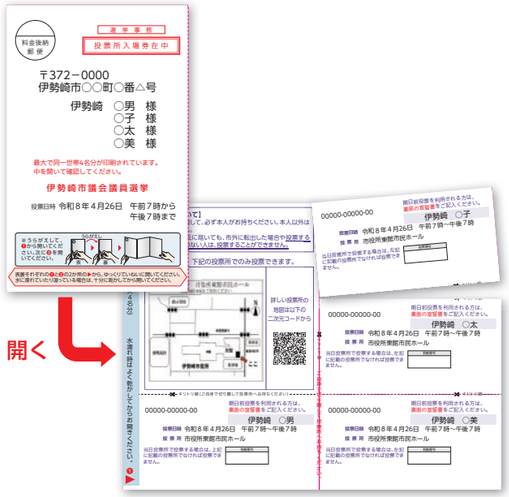

自分の投票所入場券を切り離して投票所へ。投票所の係員に渡してください。